第二片

領収控

国庫金　特別法人事業税

（住所）

（氏名）

殿

令和　年度　内閣府、総務省及び財務省所管

交付税及び譲与税配付金特別会計（番　号）

（取扱庁名（番　号））

区分	金額
納付額 ①	
還付額 ②	
還付金等返納額 ③	
前月調整後不足額 ④	
払込額・不足額 ⑤（①－②＋③－④）	

納付金額

納付目的
特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第１０条第３項に基づく特別法人事業税に係る徴収金払込金

納付期限
令和　年　月　日

納付場所
日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店

上記金額を領収しました。
（領収日付等）

第三片

領収済通知書

国庫金　特別法人事業税

あて先（歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地）

（住所）

（氏名）

殿

令和　年度　内閣府、総務省及び財務省所管

交付税及び譲与税配付金特別会計（番　号）

（取扱庁名（番　号））

区分	金額
納付額 ①	
還付額 ②	
還付金等返納額 ③	
前月調整後不足額 ④	
払込額・不足額 ⑤（①－②＋③－④）	

納付金額

納付目的
特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第１０条第３項に基づく特別法人事業税に係る徴収金払込金

納付期限
令和　年　月　日

納付場所
日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店

上記金額を領収しました。
（領収日付等）

備考

1　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとすること。

2　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）については、複写により記入するものとする。

3　取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年大蔵省令第93号）第86条の2の規定又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第67号）附則第4項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。

4　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

第二片

領収控

国庫金　特別法人事業税

（住所）

（氏名）

殿

令和　年度　内閣府、総務省及び財務省所管

交付税及び譲与税配付金特別会計（番　号）

（取扱庁名（番　号））

区分	金額
納付額 ①	
還付額 ②	
還付金等返納額 ③	
前月調整後不足額 ④	
払込額・不足額 ⑤（①－②＋③－④）	

納付金額

納付目的
特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第１０条第３項に基づく特別法人事業税支払金

納付期限
令和　年　月　日

納付場所
日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店

上記金額を領収しました。
（領収日付等）

第三片

領収済通知書

国庫金　特別法人事業税

あて先（歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地）

（住所）

（氏名）

殿

令和　年度　内閣府、総務省及び財務省所管

交付税及び譲与税配付金特別会計（番　号）

（取扱庁名（番　号））

区分	金額
納付額 ①	
還付額 ②	
還付金等返納額 ③	
前月調整後不足額 ④	
払込額・不足額 ⑤（①－②＋③－④）	

納付金額

納付目的
特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第１０条第３項に基づく特別法人事業税支払金

納付期限
令和　年　月　日

納付場所
日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店

上記金額を領収しました。
（領収日付等）

備考

1　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとすること。

2　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）については、複写により記入するものとする。

3　取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年大蔵省令第93号）第86条の2の規定又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第67号）附則第4項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。

4　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

附　則

21　この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。